主

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意第一点は、勾留更新の回数制限の除外事由としての刑訴法六〇条 二項、八九条三号の規定が合理的理由を欠くとの主張を前提として、右規定の憲法 三一条違反をいうのであるが、右規定に合理的理由の存することは原決定の判示す るとおりであるから、所論違憲の主張は、その前提を欠き、適法な抗告理由にあた らない。同第二点、第三点は、憲法三一条、三四条、三八条違反をいうが、その実 質は単なる刑訴法の解釈適用の誤りをいうにすぎず、刑訴法四三三条所定の抗告理 由に当らない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和四六年五月二七日

最高裁判所第一小法廷

Ξ		益	林	藤	裁判長裁判官
誠			田	岩	裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
_		盛		岸	裁判官